

# 潟上市立飯田川小学校いじめ防止基本方針

## 1 いじめの定義と基本的な考え方

### (1) いじめの定義

子どもが一定の人間関係にある者から、心理的または物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む。）を受けることにより、精神的または肉体的な苦痛を感じるものをいいます。

### (2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて、次のように理解することが重要です。

- ・いじめは、卑怯な行為であり、絶対に許されないこと
  - ・いじめは、どの子どもにも、また、場所を問わず起こりうるものであること
  - ・いじめは、見ようとしなければ見えないこと
  - ・いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること
  - ・いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体にかかわる問題であること
  - ・いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決しないこと
- 本校では、このような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めます。また、日ごろから子どもの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた子どもに心からの反省を促し、子どもが安心して学校生活を送ることができるようになるまで支援に努めます。

## 2 いじめの未然防止のための取組

子ども一人一人の規範意識を高めるよう、家庭や地域と連携した道德教育の充実を図るとともに、自分の役割と責任の自覚を促し、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、人間関係を築く力を高める体験活動の充実を図ります。また、自分の進歩や成長を実感し、子ども一人一人が活躍できる「分かる・できる授業」づくりに取り組みます。

### (1) 家庭や地域と連携した道德教育の充実

- ・道德科の授業を保護者や地域の方に公開したり、学習内容を通信でお知らせするなど、情報提供に努めます。
- ・PTAの学級懇談や地域の連絡協議会などで、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、保護者、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。

(2) 児童会活動の充実

- ・「いじめ撲滅」に向けて小・中連携した子ども主体の取組を実施するとともに、みんなの登校日等の機会に、保護者や地域の方に広く紹介します。

(3) 体験活動の充実

- ・自分と友だちの違いやよさに気付き、協力して目標を達成する喜びを味わうことができるよう、学校農園活動、宿泊体験学習、校外学習、修学旅行等の充実を図ります。

(4) 「分かる・できる授業」づくりの推進

- ・子ども一人一人が、満足や達成感を味わうことができるよう、すべての子どもが活躍できる場面設定や一人一人の状況に応じた指導、進歩や成長を実感できる振り返りなど、「分かる・できる授業」づくりを進めます。

### 3 いじめの早期発見の取組

日ごろから子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の教師による観察等をおし、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さないように努めます。

(1) 学校生活アンケートの実施

- ・年4回（6月、9月、11月、2月）の生活アンケートのほか、必要に応じて、状況を適切に把握するためのアンケートや面談などを実施します。

(2) 家庭学習ノートの活用

- ・家庭学習で使用するノートを活用し、日記やコメントを通して子ども一人一人と学級担任とのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築します。

(3) 長期休業中の面談の実施

- ・学級担任が、保護者との面談を通して、子どもの悩みや不安等を聞き取ります。

(4) 相談窓口の周知

- ・学級担任以外に、教頭、生徒指導主事、保健主事、養護教諭が、子どもや保護者の相談窓口となります。

(5) 「飯田川小いじめ防止等対策委員会」での情報共有

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、保健主事、養護教諭の7名により「飯田川小いじめ防止等対策委員会」を組織し、情報の共有や対応方針の決定、対応状況の確認を行います。
- ・基本方針や年間計画の策定、見直しを行う際には、上記の教職員に加え、スクールカウンセラー、子どもと親の相談員、学校運営協議会委員、PTA役員等の参加を得て、協議を行います。